

長崎県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の任用、
勤務時間、休暇等に関する規則

令和 2 年 3 月 3 0 日 規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 8 年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第 1 0 号。以下「条例」という。）第 1 9 条の規定に基づき、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第 1 号会計年度任用職員 法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に定める会計年度任用職員をいう。
- (2) 第 2 号会計年度任用職員 法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に定める会計年度任用職員をいう。

(条件付採用の期間の延長)

第 3 条 会計年度任用職員が条件付採用の期間の開始後 1 月間において実際に勤務した日数が 1 5 日に満たない場合においては、その日数が 1 5 日に達するまで条件付採用の期間を延長するものとする。

2 任命権者は、前項に定めるもののほか、条件付採用期間中の会計年度任用職員について、正式採用になるためには能力の実証が十分でないとする場合においては、広域連合長の承認を得て、当該期間を延長することができる。

3 前2項の規定による延長は、当該会計年度任用職員の任期を超えることができない。

(任用)

第4条 会計年度任用職員の任用は、選考によるものとする。

2 前項の選考は、公募によるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、公募によらないことができる。

(1) 任用しようとする年度の前年度に設置されていた職に就いた者を当該職と同一と認められる職に任用しようとする場合において、面接、前年度におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると任命権者が認める場合

(2) 職務の性質上等から公募により難いと任命権者が認める場合

4 前項第1号の規定による公募によらない任用（以下「公募によらない再度任用」という。）は、同号の規定による能力の実証の結果が良好である者に限り認めるものとする。

5 公募によらない再度任用は、4回を上限とする。

(任期)

第5条 会計年度任用職員を任用する場合は、当該任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任期を定めるものとする。

2 任命権者は、特別の事情により会計年度任用職員をその任期満了後も引き続き会計年度任用職員の職務に従事させる必要が生じた場合には、前項の規定する期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、業務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、任期の更新を反復して行うことのないようにしなければならない。

(1週間の勤務時間)

第6条 第2号会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 第1号会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり36時間15分までの範囲内で、任命権者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第7条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、第1号会計年度任用職員については、1日につき7時間15分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(週休日の振替等)

第8条 会計年度任用職員の週休日の振替等については、条例に定める常勤職員の例による。

(休憩時間)

第 9 条 会計年度任用職員の休憩時間については、条例に定める常勤職員の例による。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第 10 条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、条例に定める常勤職員の例により、第 6 条から第 8 条までに規定する勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に勤務をすることを命ずることができる。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の早出遅出勤務)

第 11 条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の早出遅出勤務については、条例に定める常勤職員の例による。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第 12 条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、条例に定める常勤職員の例による。

(休日)

第 13 条 会計年度任用職員の休日については、条例に定める常勤職員の例による。

(休日の代休日)

第 14 条 会計年度任用職員の休日の代休日については、条例に定める常勤職員の例による。

(年次休暇)

第 15 条 任命権者は、会計年度任用職員に対して次の表に掲げる日数の年次休暇を与えなければならない。

| 勤務期間 | 日数 | 繰越限度日数 |
|------|-----|--------|
| 雇用日 | 10日 | |
| 1年 | 11日 | 10日 |
| 2年 | 12日 | 11日 |
| 3年 | 14日 | 12日 |
| 4年 | 16日 | 14日 |
| 5年 | 18日 | 16日 |
| 6年 | 20日 | 18日 |
| 7年以上 | 20日 | 20日 |

- 2 会計年度任用職員のうち任用された年度における任用期間が6月以下の者で、かつ、その任期が当該年度末までに満了し、その後引き続き任用されないことが明らかである者に対しては、前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる日数の年次休暇を与えるものとする。

| 勤務期間 | 日数 |
|------|----|
| 6月 | 5日 |
| 5月 | 4日 |
| 4月 | 3日 |
| 3月 | 3日 |
| 2月 | 2日 |
| 1月 | 1日 |

- 3 任命権者は、年次休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の

時季にこれを与えることができる。

- 4 年次休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、年次休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 6 1時間を単位として与えた休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。
- 7 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、第1項の表の繰越限度日数欄に定める日数を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。

（年次休暇以外の休暇）

第16条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

- (1) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間

ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合
で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は
一時的に避難しているとき。

イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世
帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足して
いる場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保
を行うことができないとき。

(4) 会計年度任用職員が地震、水害、火災その他の災害又は交
通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認
められる場合 必要と認められる期間

(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際
して、会計年度任用職員が出勤途上における身体の危険を回
避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
必要と認められる期間

(6) 会計年度任用職員の親族（次の表の親族欄に掲げる親族に
限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪
その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤
務しないことが相当であると認められるとき 親族の区分に
応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のために遠隔
の地に赴く場合であっては、往復に要する日数を加えた日
数）の範囲内の期間

| 親 族 | | 日 数 |
|-----|----|-----|
| 配偶者 | | 10日 |
| 血族 | 父母 | 7日 |

| | | |
|----|------|-----|
| | 子 | 5 日 |
| | 祖父母 | 3 日 |
| | 孫 | 1 日 |
| | 兄弟姉妹 | 3 日 |
| | 伯叔父母 | 1 日 |
| 姻族 | 父母 | 3 日 |
| | 子 | 1 日 |
| | 祖父母 | 1 日 |
| | 兄弟姉妹 | 1 日 |
| | 伯叔父母 | 1 日 |

(7) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 広域連合長が定める期間内における連続する 5 日の範囲内の期間

(8) 会計年度任用職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の 7 月から 9 月までの期間内における、広域連合長の定める日を除いて原則として連続する 3 日の範囲内の期間

(9) インフルエンザに罹患したため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 2 日の範囲内の期間

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第 4 号及び第 5 号に掲げる休暇にあつては、6 月以上継続勤務している会計年度任用職員に限る。）に対して、当該各号に

定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

- (1) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合
出産の日までの申し出た期間
- (2) 女子の会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (3) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この号において単に「養子縁組里親」という。）若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の

規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

(4) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして広域連合長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(5) 次に掲げる者（ウに掲げる者にあっては、会計年度任用職員と同居している者に限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号から第7号までにおいて「要介護者」という。）の介護その他の広域連合長が定める世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子

(6) 要介護者の介護をする会計年度任用職員（次のいずれにも該当する者に限る。）が、要介護者の各々の当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、任命権者が、会計年度任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において必要と認められる期間（以下「介護休暇」という。）

ア 1週間の勤務日が3日以上とされている者

イ 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である者

ウ 指定期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合であっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない者

(7) 要介護者の介護をする会計年度任用職員（次のいずれにも該当する者に限る。）が、要介護者の各々の当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間（以下「介護時間」という。）

- ア 1 週間の勤務日が 3 日以上 の者
 - イ 1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日が定められている者
 - ウ 特定職に引き続き在職した期間が 1 年以上である者
- (8) 女子の会計年度任用職員が生理日の就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (9) 妊娠中又は出産後 1 年以内の女子の会計年度任用職員が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 10 条に規定する保健指導又は同法第 13 条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合 妊娠満 23 週までは 4 週間に 1 回、妊娠満 24 週から満 35 週までは 2 週間に 1 回、妊娠満 36 週から出産までは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示があった回数）について、それぞれ必要と認められる時間
- (10) 妊娠中の女子の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるため勤務しないことが相当であると認められる場合 正規の勤務時間の始め又は終わりについて 1 日を通じて 1 時間の範囲内の時間
- (11) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (12) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血

幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(13) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前2号に掲げる場合を除く。） 一の年度において90日間

(14) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が特に必要と認める場合 必要と認められる期間
(休暇の算定)

第17条 休暇の単位は、前条第2項第3号及び第7号については30分、同条第1項1号から第6号、第2項第4号、第5号、第9号及び第12号の休暇については1日又は1時間、その他の休暇については1日とする。ただし、前条第2項第4号及び第5号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

2 前条第2項第6号に規定する介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と介護を必要とする者に異とする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該

介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内とする。

3 前条第2項第7号に規定する介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(同号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあつては、当該減じた時間)の範囲内(長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第12号)第17条第3項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内)とする。

4 1時間を単位として与えた休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。

(年次休暇以外の休暇の承認)

第18条 任命権者は、年次休暇以外の休暇の請求について、第16条に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りではない。

(休暇の請求)

第19条 会計年度任用職員の年次休暇の請求又は年次休暇以外の休暇の承認を受けようとする請求については、長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第3号。以下「勤務時間規則」という。)に定める常勤職員の例による。

(休暇の承認の決定等)

第20条 会計年度任用職員の休暇の承認の決定等については、規則に定める常勤職員の例による。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(長崎県後期高齢者医療広域連合嘱託員の任用、勤務条件等に関する規則及び長崎県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規則の廃止)

第2条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 長崎県後期高齢者医療広域連合嘱託員の任用、勤務条件等に関する規則（平成25年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第4号）
- (2) 長崎県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規則（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第5号）